

□協議第38号 議会議員の定数及び任期の取扱い

委員

議員の在任特例の1年7ヶ月について、住民説明会で意見が多く出ている。前回の協議会で議員は、自分たちのことは言い難いが、発言があつてもよかつたのではないか。西条市の住民から意見が出るのが本当であるが、小松町、丹原町、東予市からの意見が出ていた。合併時に即選挙となると議員数が、小松町では16人が3人に、丹原町では16人が4人になる。

これでは、新市で住民の声を代弁できないように思う。私は前回の説明とおり、1年7ヶ月は必要であると思う。

委員 在任特例1年7ヶ月とい

う期間についての批判が多い。平成17年度の当初予算審議をして、なぜ平成18年度の当初予算を審議する必要があるのか住民説明会での批判を真摯にうけとめるべきである。

委員 在任特例の3つの理由は、見届ける、合併後の調整が必要な項目がある、住民の声が反映されやすいことである。これら3つの理由が住民にもう少し分るように説明し、意義のある1年7ヶ月であるなら良い。

委員 東予市の議員は、選挙をまじかに控えて大変だと思う。在任特例を1年7ヶ月すること

委員 在任特例の3つの理由は、見届ける、合併後の調整が必要な項目がある、住民の声が反映されやすいことである。これら3つの理由が住民にもう少し分るように説明し、意義のある1年7ヶ月であるなら良い。

委員 在任特例1年7ヶ月とい

う期間についての批判が多い。平成17年度の当初予算審議をして、なぜ平成18年度の当初予算を審議する必要があるのか住民説明会での批判を真摯にうけとめるべきである。

委員 在任特例1年7ヶ月とい

う期間についての批判が多い。平成17年度の当初予算審議をして、なぜ平成18年度の当初予算を審議する必要があるのか住民説明会での批判を真摯にうけとめるべきである。

議会議員に在任特例を適用した理由

議会議員につきましては、合併によりその身分を失うこととなります。合併を円滑に進めることや合併前に計画した事を合併後に実施のために、一定期間、定数を多くしたり、引き続き議員として在任できるなど、合併特例法により、特例適用ができる旨の規定が定められています。

合併に伴う議会議員の身分の取扱いにつきましては、合併時に即選挙とするか特例を適用するかとなります。次のような理由により、在任の特例適用を協議会に提案することといたしました。

- 合併に際し、合併後の将来のビジョンを示し、まちづくりをするため、新市建設計画を作成しますが、この計画は、合併の効果が確実に発揮するために重要な役割をもっています。計画の遂行は、合併後の新市の決定に従ってなされるものであるため、合併前からこの計画に関り、内容をよく知っている議員が円滑な計画の実施の為に、引き続き在任し、意見を反映させ、その執行状況を見届けることが適切であり、責任もあります。
- 合併協議では、2市2町の多くの事務事業の項目を調整しますが、この調整には、2市2町間で違いがあることから、合併協議で調整ができる項目や調整が複雑で難しく調整に時間を要すため、合併後の早い時期に調整する項目もあります。合併後は、合併関係団体の首長や助役などは、法的に失職しますため、法的に認められた議員が、地域の代表としてこれらの調整にあたり地域の意見を反映させ責任を持って処理する必要があります。
- 合併により、行政面積が、509.02km²となり(西条市 229.77km²、東予市 73.89km²、丹原町 129.10km²、小松町 76.26km²)県下第3位の広さとなります。合併協議会が実施した住民意向調査で、合併に対する不安な項目として、・中心部と周辺部の地域格差が生まれる。40.4% ・税金、公共料金が見直され負担が増える。34.8% ・行き届いた行政サービスが提供されなくなる。24.2% ・役所が遠く不便になる。20.3% ・人口が増え面積も広くなり、住民の意思が反映されなくなる。16.5%などの意見が出されており、これらの不安を解消させるため、合併後新市の一体性がはかれるまでの一定期間、地域住民の声を反映させるため必要あります。

次に、その在任の期間ですが、合併特例法では、2年を超えない期間を認められています。合併による行財政の効率化の観点にも配慮し、1年7ヶ月といたしておりますが、その理由は、新市の建設計画の執行状況、合併後の調整事項それから行政課題の処理などその状況をチェックいたしますには、それらを具体化した予算の状況をチェックすることが必要あります。新市になって、実質本格予算になると思われる合併2年目である18年度予算(平成18年3月議会審議)をチェックすれば、最大限住民の声を反映することが出き、議員としての責任も果たせることとなります。

次に、議員報酬ですが、法的に定められたものがないため、2市2町におきましても、報酬額の決定につきましては、民間の方で構成する報酬審議会の意見を聞き決めておりますが、審議過程では、類似団体との比較、財政状況、住民感情などが考慮されているようあります。合併いたしますと、人口11万7千人の規模となり、県内の同規模の団体であります今治市(議員49万5千円)、新居浜市(議員49万8千円)等との検討も必要ありますが、新市の人口規模に匹敵する報酬額については、新市において報酬審議会の意見を聞き対応すべきであると考えています。総務省におきましても、議員報酬は職務と責任に応じ決められるとの見解も示されているように、合併時の報酬につきましては、同規模団体に近い西条市(議員37万円)の例をもとに調整することとしてあります。

で走っているが、1年でもいいのではないか。在任特例を1年7ヶ月することに対して反対ではないが、住民が納得する説明がほしい。



▲塩出皓治副会長

副会長 在任特例について住民説明会では、新聞等の煽りにより、在任特例1年7ヶ月で4億円が無駄であるということであるが、ミクロ的な損得勘定ではなく相対的な考え方の中から1年7ヶ月の大切さを事務局が説明している。我々も補って説明しているので、住民にはご理解いただけたと思っている。



▲青野勝副会長

副会長 住民説明会では、在任特例1年7ヶ月についてのかなり厳しい意見に対して理論武装をして説明してきた。しかし、議員の任期の問題については、もう一度住民の声を受けて合併協議会の中で議論をして検討の経過をお返ししない